

まつもとほうじん

平成29年
(2017年) 5月号
第508号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

松本法人会部会紹介シリーズ



法人会マスコット
けんた

松本城は昔も今も
松本市のシンボル。
その周りに広がる
のが城西部会なん
だね！



第2回

行ってきました!

～城西部会～

- 主な記事 -

税に関するアンケート集計結果.....	2～3頁
税務ポイント.....	4頁
皆さんこんにちは・高山政登氏.....	5頁
頑張ってます・山田和枝さん.....	5頁
法律レポート.....	6～7頁
松本法人会“やまびこ運動”ご協力をお願い... 7 部会紹介シリーズ 行ってきました! 城西部会、 青年部・女性部コーナー.....	8頁
前期税務研修会日程のご案内.....	9頁
会員福利厚生制度PR.....	10頁
5月の予定、自動車税納入のお願い、 松本山雅FCチケットプレゼントのお知らせ等 ...	11頁
インフォメーション、地区トピックス 川柳コーナー、あとがき.....	12頁
松本法人会“やまびこ運動”ご協力をお願い... 付録 臨時研修会のご案内.....	付録
第5回通常総会記念講演会のご案内.....	付録
第16回会員親睦ゴルフ大会のご案内.....	付録

松本市のシンボル
国宝松本城の周
辺に位置する城西
部会(【城西】【開智】

【北深志】【丸の内】地
区)。行政、商業の中心
的な役割を担う一方、
年間を通じて大勢の観
光客の姿が見受けられ
ます。こちらには松本
城の他にも松本市役所
、松本税務署、日本銀
行松本支店などの重要
な機関が集まり、昔も
今も行政・金融の中心
として地域の発展をけん
引してきました。

また、松本市街地の豊
かな水資源を象徴する
ように、この地域にも
点在する井戸や湧き水
は訪れた人々に潤いと
安らぎを与えています。
(大沢利充編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社
長

経
理
担
当

税に関するアンケート集計結果

(ご回答募集期間：平成29年2月～4月)

皆様にご協力いただきました「税に関するアンケート」集計結果をご報告いたします。

昨年12月22日に閣議決定された「平成29年度税制改正の大綱」は、我が国経済の成長力の底上げのため、個人所得課税改革としての配偶者控除・配偶者特別控除の見直しとともに、経済の好循環を促す観点から、所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充などが盛り込まれています。

税制改正大綱と並んで閣議決定した平成29年度予算案は、経済再生と財政健全化の両立を基本に、一般会計総額は過去最高の約97兆5千億円を計上しました。歳入のうち、税収の見積約57兆7千億円、新規国債発行額約34兆4千億円は、前年度予算とほぼ同額です。

一方、歳出のうち、一般歳出では、社会保障費の伸びを「年平均で5千億円増」に抑制するという政府目標は達成できたものの、その総額は前年度比0.9%増の約58兆4千億円で、年々増えています。

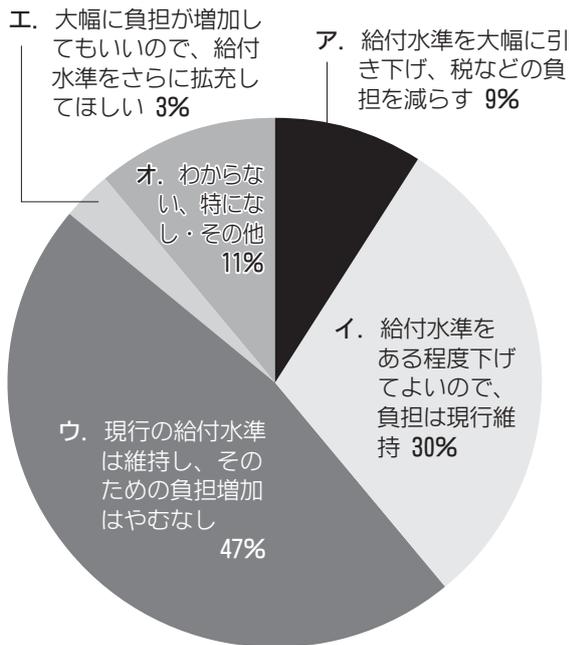
歳出が増え続ける中、税収は経済環境と企業業績を反映して伸び悩み、消費税率引上げの再延期と軽減税率導入などによる影響で財政健全化への見通しは不透明なままです。

これらの状況を踏まえ、次の二つについておうかがいします。

1【社会保障制度の給付と負担のあり方について】

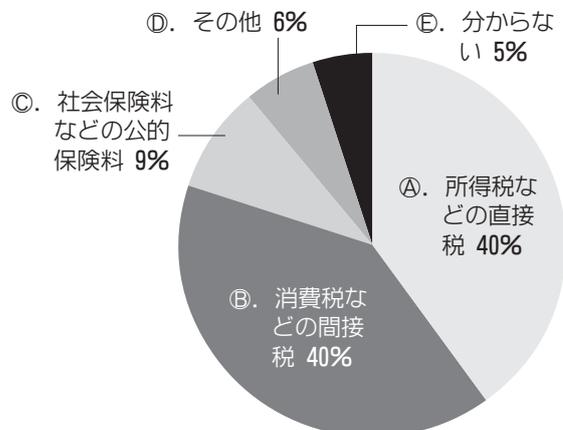
「社会保障と税の一体改革」で、社会保障費の財源を確保し、制度の確立と財政健全化の両立を目的とした消費税10%への引上げは、平成31年10月に再延期されました。この再延期は、財政健全化の面とともに社会保障財源の面にも影響します。

社会保障給付の増加がそのまま続くと、これを補う財源が必須となりますが、今後の社会保障の給付と負担について、最もお考えに近いものを、次の中から1つ選び、○印をお付けください（ウかエを選ぶ方は、その次の設問もお願いいたします）。



その他【無駄な給付をなくせば負担を上げなくて済むはず/負担維持で給付水準の拡充を/本当に必要な人への給付はやむを得ないが、そうでない部分が多いと感じる】

【左の選択肢でウかエに○の方に】
給付財源として負担を増やすならば何が適当か、次の中から1つ選び○印をお付けください。

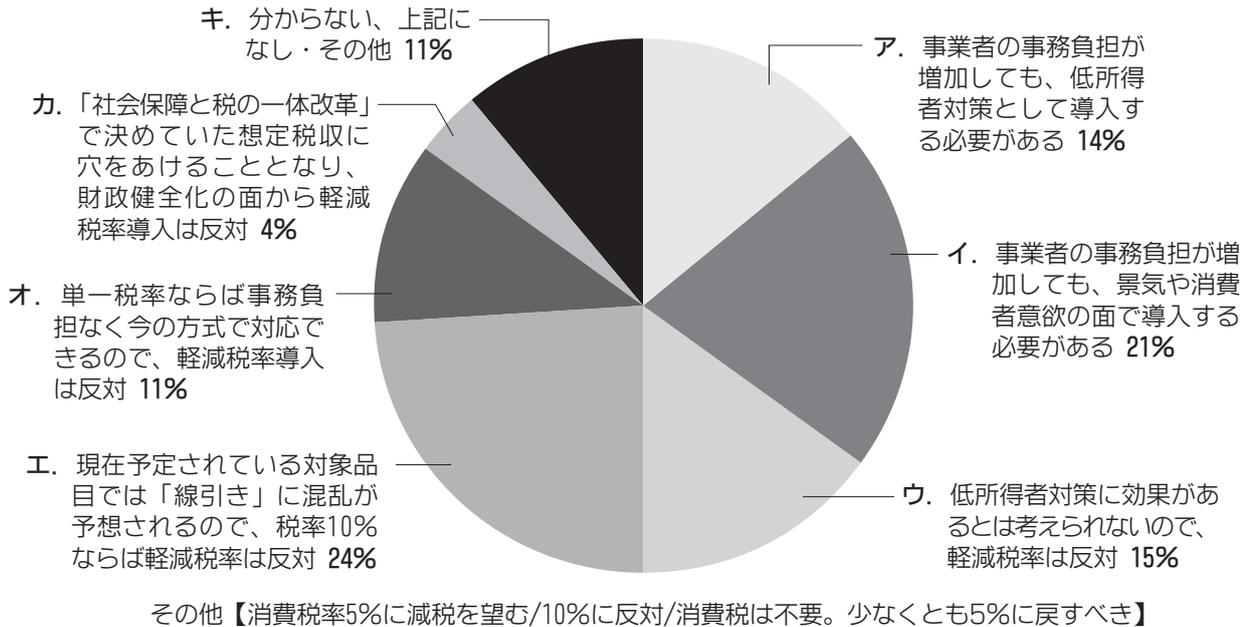


その他【たばこ税・酒税/法人税率引き上げ/贅沢税の復活/公務員の人員削減・給料削減/天下り財団などへの補助金】

2【消費税軽減税率導入について】

消費税率10%への引上げとなる平成31年10月から ①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料の税率を8%とする軽減税率制度が、また、平成35年10月からは、複数の税率に対応する事業者の経理方式として、それまで4年間適用される「区分記載請求書等保存方式」を経て、いわゆるインボイス（適格請求書保存方式：商品ごとに税率や税額を税額票に明記する）方式が導入されることとなっています。

そこで、消費税の軽減税率導入についてお考えに近いものを、次の中から1つ選び、○印をお付けください。



その他、税などについてのご意見を何でも自由にご記入ください。

【税体系・行財政全般】

「公平で健全な税制」の実現を切望する／高額所得者への増税・国会議員の削減・歳費の削減・国家公務員の給与見直し（人員・人件費削減）／高所得者（年800万以上）に対して、こども手当等は必要ない／勤勉に働き社会保険料・税金を納めている人を中心に税と社会保障を考えていく必要がある／政治家・閣僚は国民の幸せなど全く考えていないと思わざるを得ない。主権者たる国民の血税を国民のために使わせていただくという「公僕」の意識が全くない／税制が大企業に甘く、中小企業や一般国民の負担が重いので、真の税制改革が必要／社会保険料支払い義務を皆が自覚し社会保障の財源確保を図る／歳出の無駄の排除に真剣に取り組んでほしい／老人や子供、低所得者が泣くことのない税の使途を望む／税の徴収は厳格であるのに、使途についてはアバウトな感じがする／所得に応じた税額を納めるのが公平／相続税の課税強化／金持ち・高収益企業の税率を上げるべき／中小零細企業に対し法人税の改革をお願いしたい／マイナンバーの使用はセキュリティ上、最小限としてほしい

【消費税関係】

今の経済状況での消費税率引き上げは疑問／消費税率は一律10%にして、低所得者に対しては補助で対応／必要といわれても消費税率引き上げは抵抗がある。軽減税率導入については社会の混乱は必至であり、導入反対。事業者は事務処理ばかりでなく消費増税の支払負担が多大／消費税はシンプルが一番（同様意見あり）／軽減税率の導入は政治家・官僚の力を増大させることになる／消費税率引き上げにより景気が悪くなる。無駄な歳出を見直し、消費税率を上げない努力をしてほしい／消費税率20%以上になったら軽減税率を考える（20%までは消費者の購買力は低下しない）／平成31年10月には消費税率10%を必ず実行してほしい／消費税率10%引き上げの次は15%としており、その後20~25%となったら大変／建物に掛かる消費税を非課税に（せめて長期優良住宅には）／飲食料品及び新聞購読料の国民総支出に占める割合は統計上把握できるであろうから、10%と軽減税率8%適用の加重平均をとって統一税率にすれば無駄な事務負担もインボイスも導入せず済む／軽減税率については生きていく上で必要なものには全て適用すべき（他国で出来ているものが日本で出来ないことはない）

～皆様、ご協力誠にありがとうございました～

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹¹⁰〕

取引相場のない株式の評価

Q 父が亡くなり、父から我が社の株式を相続しました。我が社の株式は、取引相場のない株式ですが、相続税ではどのように評価すればよいのか教えて下さい。(相続財産や贈与財産の評価)

A 取引相場のない株式(「上場株式」及び「気配相場等のある株式」以外の株式)の評価方法には、(1)贈与や相続等で取得した株主がその会社の経営支配力を持っている同族株主(注)の場合に適用する原則的評価方式と、(2)それ以外の株主等の場合に適用する特例的な評価方式である配当還元方式、(3)会社が一定の要件に該当する場合に「特定の評価会社」として適用される評価方法があります。

(1) 原則的評価方式

株式を発行した会社を総資産価額、従業員数、及び取引金額により大会社、中会社又は小会社に区分して、次の様な方法で評価します。

(大会社)類似業種比準方式：類似業種の株価を基に、一株当たりの「配当金額」、「利益金額」及び「純資産価額(簿価)」の3つで比準して評価します。ただし、納税義務者の選択により純資産価額方式により評価することもできます。

(小会社)純資産価額方式：会社の総資産や負債を原則として相続税の評価に洗い替えて、総資産から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額で評価します。ただし、納税義務者の選択により類似業種比準方式と純資産

価額方式との併用方式により評価することもできます。

(中会社)類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式にて評価します。

(2) 特例的な評価方式

会社の規模に関わりなく、配当還元方式を適用します。この方式は、株式を保有することで受け取る一年間の配当金額を、一定の利率(10%)で還元して元本である株式の価額を評価します。

(3) 特定の評価会社の株式の評価

対象となるのは、(イ)類似業種比準方式で用いる配当金額、利益金額、純資産価額(簿価)のうち、直前期末においていずれか2つがゼロであり、かつ直前々期末でいずれか2つ以上がゼロである会社や、(ロ)総資産価額中の株式等や土地等の価値が一定の割合以上の会社等、(ハ)株式を取得した時点で開業後3年未満の会社、(ニ)開業前又は休業中の会社、(ホ)清算中の会社です。(イ)~(ニ)については純資産価額方式、(ホ)は清算分配見込額により評価します。なお、(イ)~(ハ)の会社で同族株主以外の株主等については配当還元方式で評価することとされています。

(注)「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の保有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の30%以上である場合のその株主、同族関係者を同族株主といいます。ただし筆頭株主グループが50%超の議決権を保有する場合には、他に30%以上保有するグループがいても50%超保有するグループだけが同族株主となります。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号



皆さん
こんにちは♪

(有)高山自動車板金
安曇野市豊科高家
代表取締役 高山 政登 氏

『頼もしい部会長さん』

安曇野市豊科高家にあります(有)高山自動車板金様は大型トラックの架装(お客様の用途に合わせた加工)や修理、近年は小型車の取り扱いもされております。高山代表が会社員時代に習得された整備士の技術と経営力で昭和55年に創業。確かな仕事で地元の顧客の信頼を集め、近く40周年を迎えます。

高山代表はおよそ50年前に誕生した山雅サッカークラブの創立メンバーで、初代10番、フォワードとして活躍されたことを知る方も多いところです。今はサポーターとしてチームを応援していますが、長い間途切れることなく活動を続けてくれた仲間や後輩への感謝を忘れません。取材では当時サポーターだった奥様との結婚話も披露してくださいました。また、高山代表は相撲もお好きで、東京相撲甚句会の知人を通じ、角界とも親交が深く、国技館での観戦応援もかかされません。

当会豊科部会長も務めていただき、部会役員の方々と力を合わせて活発な部会活動を展開されています。そうした中、昨年度は会員増強部門で表彰されるなど法人会活動にもご尽力いただいている、とても頼もしい高山代表でした。

(忠地恵子編集委員)



頑張ってます!!

『お客様
第一主義で』

AIU損害保険(株)松本支店
松本市本庄

山田 和枝 さん

AIU損害保険(株)は法人会福利厚生制度受託企業として、損害保険の分野で会員企業の皆様をサポートしています。そんなAIUさんの松本支店で事務を担当しているのが山田さんです。

近年の保険業界は規制緩和や自由化により、業界を取り巻く環境が大きく変わってきました。当社も合理化推進の中で事務の集中化などが進められると共に、2018年1月には合併によりAIG損害保険(株)として生まれ変わります。今はそちらに向けた準備や勉強に忙しい毎日をご過ごされているそうです。

松本で生まれ育った山田さんの信条は「お客様第一主義で、お客様にご迷惑をおかけしないこと」。保険を通じて地元の企業のお役に立ちたいと今の会社に入社されました。体を動かすことが大好きで今はゴルフがご趣味とのこと。時には法人会のゴルフ大会にも参加されることもあるそうです。もの柔らかですが心の中はしっかりしている外柔内剛な山田さんでした。

(大沢利充編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法律レポート

未払い残業代請求についての裁判例の動向と新たな
厚生労働省のガイドライン ～企業法務のとるべき対応～

三浦法律事務所 弁護士 浅川 清 実



1 労働者が会社に対して裁判で未払残業代を請求する場合、民法の原則としては、支払いを請求する労働者の側で実際に労働に従事した時間を主張立証する必要があります。その際、本来的には労働者は残業をした日ごとに何時から何時までの残業をしたかを証明しなければ、判決で、残業代の支払請求は棄却されることとなります。

もっとも、実際の裁判例では、労働者が日々の労働時間を立証する証拠として、労働者が日々記録していたメモ類や、会社から帰宅する前に家族に送信したメールの記録などが採用される例が多く見られます。これに対して使用者の側が、より正確な日々の労働時間を記録した資料（タイムカードなど）を提出して有効な反論ができなければ、労働者の提出した証拠に記載された時間が労働時間であると推認され、判決で残業代の支払請求が認められるケースが多くみられます。

このように、裁判所が労働者の提出する証拠から労働時間を認定する根拠として、近時、厚生労働省労働基準局長の平成13年4月6日付通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（いわゆる「46通達」）に言及する例が増えています。

2 46通達は、使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認・記録すること、使用者が始業・終業時刻を確認・記録する方法としては、（ア）使用者が自ら（又は労働時間の管理者が）直接現認するか、（イ）タイムカード、ICカードの記録等の客観的な記録を基礎として確認・記録することを原則としています。そして、現認や、客観的記録によらず、労働者の自己申告による始業・終業時刻の確認・記録を行わざるを得ない場合には（ア）事前の十分な説明をする、（イ）自己申告と実際の労働時間が合致しているか実態調査をする、（ウ）労働者の適正な自己

申告を阻害する目的で、残業時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと、などが必要としております。

この46通達自体には、使用者を拘束する強制力はありません。しかし、残業時間が争われた裁判例では、使用者が又はの措置を講じなかったことによる不利益は、労働者ではなく使用者が負うべきであるとの判断が前提となる傾向が見られます。そして、裁判上のルールとして実質的には立証責任の転換が起こり、使用者が客観的で正確な労働時間の記録を提出できなかったために、労働者側の主張する残業時間が判決で推認されるという結果が生じています。

3 未払残業代の支払請求では裁判で判決に至る例は極めて少なく、裁判外（裁判外紛争解決手続）を含めた和解や、労働局のあっせん、この度に松本でも始まった労働審判手続、7月から長野県でも開始される弁護士会ADRなどにおいて和解的な解決をみることが多いのですが、そのような場合でも、多くの裁判例で示されているように、46通達で示されている使用者の労働時間の適正管理措置がなされているかが重視されているものと思われます。

このような残業代請求を避けるための企業のとるべき対策としては、タイムカード等による日々の客観的な労働時間の管理記録が求められてきました。

4 本年1月20日、46通達に代わって新たに厚生労働省労働局長通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が定められました。本ガイドラインは、46通達を踏襲しつつ、労働時間の管理について使用者の講ずべき措置を更に拡大しています。

本ガイドラインで新たに明示された内容としては、次の点があります。

(1) 労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は

労働時間に当たります（これは、これまでに判例で確立してきた考え方です）。例として、着替え等の準備行為の時間、いわゆる手待時間、業務上参加が義務づけられている研修や訓練の時間、使用者の指示により業務に必要な学習を行っていた時間も就業規則の始業・終業時刻に限らず労働時間に該当することが示されています。

- (2) タイムカード等による客観的な記録を用いる場合でも、必要に応じて残業命令とこれに対する報告書などを突き合わせることで、労働時間を確認・記録することが必要です。
- (3) 自己申告制による労働時間の確認記録を行う場合、労働者だけでなく、労働時間を管理する者に対しても必要な措置について十分な説明を行うことが求められます。パソコンの使用時間記録などと自己申告時間との間に乖離がないか調査をし、補正を行うことが必要です。
- (4) 賃金台帳に休日、時間外、深夜労働の時間数などを適正に記入することが必要です。

(5) タイムカード、その他の労働時間の記録に関する資料は3年間保存とされています。

これらの措置も、法的には使用者に対する強制力はありません。しかし、これまで裁判内外で46通達が残業時間の判定で重視されてきた流れに加え、そもそも労働基準法の労働時間に関する規定が労働者の長時間労働を防止する目的で定められ、今般のガイドラインの背景に過重・長時間労働が社会問題化していることがあることを考えたとき、今後は使用者が本ガイドラインの措置を講じないことは、（特に、過労による体調不良等が一因となって退職した従業員からの）未払残業代請求のリスクを高めると考えられます。

使用者としては、労働時間の管理に関する規程の整備と日々の記録、従業員に対する十分な説明をすることが企業法務として必要と考えられます。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F
TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

松本法人会の全ての会員の皆様へ
あなたのお知り合いを紹介してください！

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い

昨年度、組織強化の新しい取り組みとして4千社に上る会員の皆様にお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただいた「法人会やまびこ運動」は、皆様からのご協力により大きな成果を上げることが出来ました。（ご紹介件数:226件 ご入会件

数:83件）

そこで本年度も5月から“法人会やまびこ運動”をスタートし、この運動をきっかけに法人会の輪をより一層広げていきたいと考えておりますので、皆様のお力添えを引き続きお願い申し上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所（法人・個人 支店・営業所等も）をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます。

※詳しくは当月号付録のチラシをご覧ください。

本年度も皆様の力強いご協力をお願い申し上げます!!

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

私たちは豊かな文化を刷り込みます



- 営業品目 ●
- 印刷・出版
ポスター・カタログ・パンフレット・リーフレット
書籍・包装紙・封筒・名刺
- DTP入出力
Macintosh・Windows
- 企画・制作
のぼり旗・クリアファイル他
各種グッズ入れ等



本社は日本企業
の協賛企業として
活動しております

川越印刷株式会社

長野県松本市城西1-5-21 TEL 0263-32-0131 FAX 0263-34-2955
URL http://www.kawagoinsatsu.co.jp/ E-mail:mail@kawagoinsatsu.co.jp

松本法人会 部会紹介 シリーズ

第2回 行ってきました! 城西部会

～昔も今も行政の中心地～



丸の内地区といえば松本城や松本市役所を連想される方も多いのではないのでしょうか。当地区は松本市の行政や文化の中心地です。市役所に隣接する日本銀行松本支店は長野県の金融界の元締めです。その近くに本店を構えるのが松本信用金庫で、理事長の田中さんは城西部会長を務めております。

松本市の東側外堀にある片端の北隅から信州大学付属中学校までの間を北深志といいます。かつて松本城は深志城とも言われており、深志城の北側で北深志と名付けられました。

戦後、北深志の本通りは北部銀座と称し、松本一番の小売商の集まりでした。本通りから脇道に入ってもお店がびっしりと並んでいました。しかし、昭和50年代に入り、郊外に大型店が出店すると急速に商業が廃れ、商店は廃業して今では住宅街となりました。

一方、城西地区は駅に近く、道幅も拡張され、新興

企業も進出しかつての飲食街というイメージから変貌を遂げつつありながらも、松本税務署、丸の内消防署といった公の機能は今も残ります。

長野県が教育都市、文化都市として全国に知れ渡る象徴の一つが旧開智学校です。旧開智学校には隣接して松本市中央図書館があり、今でも地域の教育・文化を育てています。

城西部会

該当エリア：松本市城西、開智、北深志、丸の内地区
会員数：88社

部会長：田中鈴生氏（松本信用金庫）

部会長より：この地域は昔も今も行政の中心地でしたが、近年開発も進み新しい姿を見せようとしています。お城の周りには多くの湧水もあり、ウォーキングコースとしても人気です。

青年部コーナー

第42回通常総会開催

4月26日、青年部第42回通常総会が開催され、昨年度の事業・収支の報告、本年度の事業・予算計画等が審議されるとともに、役員改選がこなわれました。青年部長につきましては伊藤修氏から廣田伸一氏へのバトンタッチが行われ、新体制での活動がスタートしました。今回の総会をもちまして青年部をご卒業される方々への記念品贈呈も行われました。



新たに就任された
廣田新部長

女性部コーナー

第38回通常総会開催

4月19日、女性部第38回通常総会が松本東急REIホテルにて開催されました。予定されていた議事が全て無事承認されました。

女性部でも役員改選が行われ、引き続き作田さんに女性部長をお務めいただくことになりました。また総会に先立ち、松本税務署郡司統括官による税務講話も開催されました。



挨拶される作田女性部長

税務入門（おさらい）講座 開催のお知らせ

「企業会計と税務の相違点」
（同時開催「社会人向け租税教室」）

経理部門に新たに配属された方などを対象に、企業会計と税務会計との基本的な違いを学んでいただ

く研修会を開催いたします。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

【開催日】5月10日（水）14時より 受講料：無料

【内容】「社会人向け租税教室」.....14:00～14:45
「企業会計と税務の相違点」...14:50～16:30

【講師】松本税務署担当官

【お申込】事務局まで（☎0263-35-8080）

平成29年度前期
部会税務研修会

平成29年度税制改正について、その他

本年度前期の税務研修会は、下記の日程で行います。会員の皆様には、別途ハガキにてご案内します。なお、旧松本市内以外の部会は、部会総会も同時に実施いたしますので、あわせてご出席ください。

*講師：松本税務署担当官（松本会場（A～Eブロック）は全て14:00～、大同生命松本ビル1F第一会議室にて行います。）

日 程	部 会	時 間（松本各ブロックは14:00～）	会 場
5月9日(火)	上高地・白骨温泉旅館部会	16:00～総会 ・ 16:40～研修会	松本東急REIホテル
5月16日(火)	山形部会	15:00～研修会 ・ 16:00～総会	山形村商工会
5月17日(水)	安曇部会	16:00～総会 ・ 16:40～研修会	松本商工会議所 安曇支所
5月18日(木)	三郷部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	安曇野市商工会 三郷支所
5月19日(金)	朝日部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	朝日村商工会
5月22日(月)	筑北部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	麻績村商工会
5月23日(火)	波田部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	松本市波田商工会
5月24日(水)	堀金部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	安曇野市商工会 堀金支所
5月25日(木)	梓川部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	松本商工会議所 梓川支所
6月1日(木)	川手部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	安曇野市商工会 明科支所
6月2日(金)	松本Aブロック（中央・大手・深志 各地区と農協部会）		
6月5日(月)	松本Bブロック （城西・丸の内・開智・北深志・白板・宮渕・宮渕本村・巾上・中条・新橋・蟻ヶ崎・蟻ヶ崎台・城山・沢村・桐・旭・美須々・岡田（各町）・渚・島内 各地区）		
6月6日(火)	塩尻部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	ホテル中村屋
6月12日(月)	豊科部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	安曇野市商工会豊科支所
6月13日(火)	穂高部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	安曇野市商工会 穂高支所
6月14日(水)	松本Cブロック （城東・清水・元町・女鳥羽・埋橋・県・筑摩・神田・里山辺・入山辺・浅間温泉・南浅間・横田・惣社・大村・水汲・洞・稲倉・原・三才山・寿（各町）・松原・並柳・中山・中山台・内田 各地区）		
6月20日(火)	奈川部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	松本商工会議所 奈川支所
6月22日(木)	松本Dブロック （本庄・庄内・南松本・鎌田・双葉・井川城・出川町・出川・征矢野・高宮（各町）・両島・笹部・南原・島立・新村・和田 各地区）		
6月23日(金)	松本Eブロック （野溝木工・芳川野溝・野溝西・野溝東・市場・宮田・芳野・石芝・平田西・平田東・芳川小屋・村井町（各町）・笹賀・空港東・神林・今井 各地区）		



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

お問合せ先

松本支店

〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7F
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975

(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

AIU損害保険株式会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

この広告は保険の概要をご説明したものです。
建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

「消費税申告一声運動実施中」

5月の予定

9日税制委グループ会議、上高地・白骨温泉旅館部会総会・税務研修会 10日女性部幹事会、青年部第七委・幹事会、税務入門(おさらい)講座 12日正副会長会、理事会 16日山形部会税務研修会・総会 17日安曇部会総会・税務研修会 18日三郷部会総会・税務研修会 19日朝日部会税務研修会・

総会 22日筑北部会総会・税務研修会 23日波田部会税務研修会・総会 24日堀金部会総会・税務研修会 25日梓川部会総会・税務研修会 29日第5回通常総会等 30日決算説明会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/4月決算法人対象)
5月30日(火) 午後2時より
大同生命ビル1階 第一会議室

自動車税は5月31日(水)までに納めましょう

コンビニエンスストアなら24時間いつでも納付できます

平成29年度の自動車税の納期限は5月31日(水)です。自動車税は必ず納期限までに納めましょう。

自動車税は4月1日午前0時に自動車を所有している方に課税されます。お手元に届けられる納税通知書により、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたは県税事務所で納付してください。

なお、コンビニエンスストアなら24時間いつでも納付することができますのでご利用ください。

自動車税を納めていただいた際にお渡しする領収書には「納税証明書」がついています。これは、継続検査(車検)を受けるときに必要なとなりますので、車検証と一緒に大切に保管しておきましょう。

なお、「納税通知書が届かない」「所有していない自動車の納税通知書が届いた」「身体障がい者等の減免を受けたい」などのご相談は、中信県税事務所 電話(0263)40-1905(直通)までお問い合わせください。

2017シーズン

松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリティー募金」を原資の一部として、2017シーズンも松本山雅FCへのサポート(パートナーカンパニー10)を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チケットをご希望される方に抽選でプレゼントいたします。下記方法にてご応募下さいますようお願い申し上げます。

【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先(住所・電話番号)

ご希望される試合 お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日」と「対戦チーム」をご記入下さい。(ご希望の試合に外れても、他の試合に当選される場合もございます。)

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局にFAX(36-0839)で、5月19日(金)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

【注意点】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・今回は6月4日[vs東京ヴェルディ]~8月16日[vsモンテディオ山形]までのチケットです。以降の試合は後日ご案内いたします。

『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
17	6月4日(日)	東京ヴェルディ	13:00
18	6月11日(日)	水戸ホーリーホック	14:00
20	6月25日(日)	ファジアーノ岡山	18:00
22	7月8日(土)	横浜FC	18:00
24	7月22日(土)	愛媛FC	18:00
25	7月29日(土)	ツエーゲン金沢	18:00
28	8月16日(水)	モンテディオ山形	19:00

【お問い合わせ】

法人会事務局(電話:0263-35-8080)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音メディアのイラスト データでも デジタル写真も
手書きのイラストも
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大岡山生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



吉葉山と白鵬 相撲趣味の館 (安曇野市豊科)



古今の相撲関連の貴重なコレクションが多数収蔵されており、一般に公開されています。館主は学生相撲の出身で、現在相撲甚句の指導をされています。見学は要申込で☎0263-72-2031西村さん宅まで。(忠地恵子編集委員)

新米

DVDレンタルサービス

会員だけの特典!!

料金無料!!

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

セミナー DVD インターネット レンタルサービス!

会社や自宅にいながら インターネットから見たいセミナーが予約できます。インターネットで **サンプル視聴** できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。忙しくてセミナーや研修会に **参加できない方** などに最適。

STEP1 ネットでお申し込み

STEP2 オフィス・ご自宅 お届け

STEP3 ポストにご返却

松本法人会ホームページより
<http://www.matsumotohojinkai.or.jp/>

川柳コーナー
カーネーション
よりも欲しいな
甘いもの

水鏡
映るアルプス
息をのむ

口あける
ツバメと同じ
わが娘
新米

あとがき

一昨年骨折により緊急病院で旅行した台湾へリベンジ(?)旅行に出かけてきました。

2015年に開館しました故宮博物院南院をどうしても見学したかったのです。台湾中部嘉義にあります南院は広大な敷地でゆっくり散策できる遊歩道や池の先に、至美橋を渡って近代的なデザインの建物に入場することになります。展示物はアジアの宗教や美術に関する物を主とした膨大な数です。日本からの寄贈品や貸し出しの作品も多く見ることが出来、日本でも見た事の無い物が台湾で大切にされているのを目の当たりに致しました。

なかなか遠出が難しい、中南部の人々にとって、台北まで行かずとも文化芸術に触れられると大変喜ばれているとお聞きしました。故宮本館や人気の九份等もバックツアーでは必ず訪れる所ですが、大変な入出で、「行って来た」というだけの感じはまぬがれませぬ。超人気ゆえの観光客への対応の難しさは信州にも通じる

(忠地) 所かも。(忠地) (本号編集委員... 忠地恵子、大沢利充)



注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 塚田哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社